

平成27年度 緑区対話集会開催概要（7月）		
No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
1	【自転車の交通ルール】 浦和学院や浦和東高校等の学生など、自転車の無灯火が多い。	自転車運転の交通ルールの徹底を図るために、警察や他団体と協力し、交通安全の啓発に努めてまいります。平成27年7月2日に、浦和学院・浦和東高校にパンフレットを持参し、学生に配布するよう要請しました。【緑区役所くらし応援室】
2	【大型車両の交通規制要望】 国昌寺下から浦和大学に抜ける道路において、大型ダンプなどの通行が多く、振動が激しいので規制はできないか。 (1)通称「元町・野田線」を野田方面に向かって、見沼大橋先及び加田屋橋手前を右折し国昌寺前を通過して旧122号線に抜ける道路。 (2)463バイパスの浦和大学交差点から旧道463に抜ける道路(大崎公園小動物園東側道路)	浦和東警察署と協議した結果、平成27年7月中に大型車両の進入調査を実施します。その結果により交通規制を設定するかどうかの結論を出しますとの回答を得ています。【緑区役所くらし応援室】
3	【新見沼大橋無料化】 新見沼大橋の無料化はできないか。	新見沼大橋有料道路は、建設と維持管理費用を道路利用者の料金収入でまかなう有料道路であり、償還期間である平成38年11月まで、埼玉県道路公社が管理運営することとなっております。当該道路の無料化については、当該要望を含めまして継続的に働きかけておりますが、現時点での無料化は、未償還額が多いことから、難しいと伺っております。【建設局土木部道路計画課】
4	【路肩の補修】 道路の路肩が大きく崩れているので補修をお願いしたい。	現地を確認したところ、舗装の破損がありましたので舗装の補修を平成27年6月24日に行いました。【緑区役所くらし応援室】
5	【道路標示の修正】 市道の道路標示が消えている箇所があるので引き直していただきたい。 ①間宮(以下同)660番地、②675番地、③683番地、④547番地、⑤605番地、⑥558番地、⑦579番地、⑧649番地	現地を確認し、道路標示の修正について、平成27年6月26日までに完了いたしました。【緑区役所くらし応援室】
6	【道路標示の追加】 国道122号線渋滞の抜け道として大門地下道方面から、かなりのスピードで通る車が多い。すでに何回か交差点で接触事故が起きている。重大な事故となる前に、危険あるいは徐行などの道路標示をお願いしたい。	現地を確認し、さらに浦和東警察署との立ち会いをしました。道路標示(交差点注意)の修正については、平成27年6月17日に業者に指示し、完了しています。他の設置(ポストコーンおよび自転車もとまれ)については、平成27年7月末までには完了予定です。【緑区役所くらし応援室】
7	【排水路フェンスの補修】 継続の要望になっている排水路のフェンスの歪み、柵渠部分の補修を引き続きお願いしたい。	フェンスの歪み及び柵渠部分の補修を見沼代用水東縁に近い下流側から、平成25年度、平成26年度と区間を整備しました。今年度以降も引き続き対応していきます。【建設局南部建設事務所河川整備課・緑区役所くらし応援室】
8	【道路整備と空地問題】 ①雨が降ると水たまりになるため砂利を入れてほしい。 ②隣空地の雑草が伸び放題で見づらい。	①現地を確認したところ、くぼんでいる箇所がありましたので砂利を入れる補修は、平成27年6月23日に行いました。 ②所有者を調査し除草するよう指導を平成27年6月30日に行いました。【緑区役所くらし応援室】
9	【駐車場出入口の安全確保に関する要望】 センターフィールド浦和美園マンションの南側駐車場出入口は、浦和美園駅から越谷方面への抜け道となっている。スピードを上げて走行する車が増加しているため、駐車場に出入りする車との接触事故の危険性が高まっている。 この駐車場出入口の公道に、カーブミラーの設置もしくは一時停止線など、走行する車のスピードを減じる対策を講じていただきたい。	現地を確認し、さらに浦和東警察署と協議して道路標示の設置について平成27年6月18日に完了しました。またカーブミラーについては、平成27年6月22日に設置完了しました。【緑区役所くらし応援室】

平成27年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
10	<p>【通船堀の管理と観光】                      現在、教育委員会が見沼通船堀を管理しているが、水路の水が少ない時や雑草が道路にはみ出す時などの管理がなされていないようである。自治会員が個別に雑草を刈り取ったりして、車・人が歩けるようにしているが、教育委員会、見沼通船堀保存会の方々の通船堀に対する考えを伺いたい。                      夏場は水の流れが良いが、冬場は水がないので、ゴミ・ドブの臭いがあり、国指定の観光地としては今一つである。</p>	<p>教育委員会では、見沼通船堀が将来にわたり保存・継承していくため、維持管理のほかに、情報発信の充実や公開・活用の取り組みを進めています。                      具体的な維持管理としては、見沼通船堀全域の定期的な清掃業務や草刈・樹木剪定業務、見沼通船堀休憩施設の修繕・維持管理、堤塘・関桙等の修繕等を行っています。地元自治会の皆様には御迷惑をおかけしておりますが、御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも御指導いただければと存じます。                      なお現在、堤塘や関桙などの再整備事業を計画しており、よりよい保存・活用環境の実現を図ってまいります。【教育委員会事務局生涯学習部文化財保護課】</p>
11	<p>【市税等の銀行振込(口座振替)】                      市税などは、口座振替を勧めているのに対し、口座から引き落としができない場合に市役所から遅延通知が送られてきて、各区役所窓口で納付するようになってきているが、他の金融機関、電気・ガス・その他会社等は1ヵ月遅れでの引き落としが可能である。                      今は、コンビニ払いや遅れての引き落としが普通だと思うが、検討いただきたい。</p>	<p>市税等を口座振替の方法により納付していただく場合につきましては、さいたま市市税等口座振替(自動払込)取扱要綱により口座振替日が定められており、市民税・県民税などの各税目ごとの納期の最終日を振替日としております。                      口座振替日に引き落としができなかったとき、1ヵ月遅れで再度の引き落としができないかのご提案ですが、仮に納期限から1ヵ月後に再引き落としを行った場合、納期限を過ぎますと延滞金の算定が始まり、次回振替日に延滞金をいただくかなくてはならないケースが想定されます。また、納期限(口座引落日)から1ヵ月の間に納付がなかった方につきましては、法律に基づき督促状を発送することとなり、再引落日と督促状発送が同時期となり、混乱を招くことが想定されます。これらの理由により、口座振替の再引き落としは行っておりません。                      そのため、口座引落ができなかった方には、口座振替不能通知をお送りして、コンビニエンスストアや金融機関、各区役所、支所、市民の窓口で速やかな納付をお願いしているところでございます。【出納室出納課／財政局債権整理推進部収納対策課】</p>
12	<p>【東浦和駅のブックポスト】                      場所として便利だとは思いますが、ゴミ箱のようでもあり、無意識にゴミを入れる人がいるのではないかと。本が入っていれば汚れてしまうし、雨の日には本が濡れる心配がある。                      管理は誰が行っているのか。</p>	<p>東浦和駅前前の図書館専用返却ポストの管理につきましては、管理全般を東浦和図書館が行っております。また、現在、1日1回午後、委託業者が返却資料の回収を行っております。                      ご指摘いただきましたゴミや雨濡れへの対策といたしましては、投入口が二重構造になっております。ローラーによって最初の投入口から奥にある投入口へ図書が運ばれ保管されるようになっており、ゴミが投入された場合は、ローラーの隙間等から落下し、返却資料とは別に回収する構造となっております。                      また、ゴミ箱と誤認されないよう、返却ポストの周知や表示方法等について改善に努めてまいります。【教育委員会事務局中央図書館管理課】</p>
13	<p>【大型車進入禁止標識の設置】                      国道463号からは標識があるが、梅の郷通り側にはないため、大型車両が抜け道として使用したり、昼前後に停車して見通しを妨げるなど生活道路として危険がある。標識の設置をお願いしたい。</p>	<p>大型車進入禁止の標識については、東浦和5丁目から7丁目を面で規制をかけているため、出入り口のみ設置であり梅の郷通り側には設置していません。【緑区役所くらし応援室】</p>
14	<p>【ゾーン30の標識の設置】                      路上標識は進入口に描かれているが、通過した後は、そこがゾーン30であることを忘れさせるので、ゾーン30の標識を前方に設置することを考えていただきたい。</p>	<p>ゾーン30は面で規制をかけているので、出入り口のみ標識を設置しています。【緑区役所くらし応援室】</p>
15	<p>【ゾーン30内走行の指導、監視】                      梅の郷通りもゾーン30になっていると思うが、30kmで走行しているとは思えない。地域の住民は理解していても区域外から通行する車が理解していないのではないかと。運転者に対する交通指導はどうなっているか。監視や広報などの指導を定期的に行っていただきたい。</p>	<p>広報については市の広報6月号にて掲載しました。また、平成27年6月12日、東浦和7丁目老人会の皆様に、ゾーン30の説明会を開催いたしました。監視や指導については、パトカーにて定期的に巡回を行ってまいります。【緑区役所くらし応援室】</p>

平成27年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
16	<p>【小型家電回収ボックスの設置場所の増設】 土曜、日曜及び午後5時以降に利用できる場所にも設置するよう検討していただきたい。区役所以外にも、例えば、図書館や公民館、市民の窓口、警察署、消防署、交番など。</p>	<p>小型家電回収ボックスについては、区役所以外に公民館、図書館、コミュニティセンターにも設置しておりますので、近隣の施設へお持ちいただくようお願いいたします。 なお、緑区内のクリーンセンター大崎に直接搬入することもできます。 市民の皆様の利便性向上のため、小型家電回収ボックスの設置場所の増設につきましては、今後とも検討してまいります。【環境局資源循環推進部資源循環政策課】</p>
17	<p>【自治会新規設立】 現在、大間木・水深地区内において区画整理事業が行われている。この事業が完了すると住所が新たに〇〇丁目〇〇番地〇〇号となることだが、当自治会においても世帯数が多くなれば、自治会内の統制が難しくなると思われる。したがって、現在の区画整理地内（新たな住所〇〇丁目〇〇番地〇〇号）に新しく別の自治会を作っていただきたい。</p>	<p>自治会は一定の地域的区画において、そこで居住する人々が、その地域的区画内に生じる様々な共同の問題に対処することを通して、地域を代表しつつ、地域の共同管理にあたる住民自治組織です。 現在の大間木・水深地区及び内谷・会ノ谷地区は、複数の自治会の区域に跨っております。新たな住所において自治会を設立するには、既存の自治会の区域も変更することとなるため、地域皆様のご理解が必要となります。先述のとおり、住民自治組織であることから、行政から一方的に地区を区切って自治会を組織することは望ましくありませんので、既存の自治会を中心に再編について協議していただくようお願いいたします。【緑区役所区民生活部コミュニティ課】</p>
18	<p>【速度規制またはゾーン30の設定】 国道463号バイパスから463号までの広幅員2路線を仮設公民館に近い場所で接続する東西道路は、住宅地内にもかかわらず朝夕の時間帯はスピードを上げて走行する車両が多く危険である。速度規制またはゾーン30の規制を実施願いたい。</p>	<p>この箇所は速度規制またはゾーン30の規制を実施する予定は今のところありません。【緑区役所くらし応援室】</p>
19	<p>【AED設置箇所の拡大】 AEDの設置場所は、公民館、JA、学校等限定的であるが、コンビニなどに拡大してほしい。</p>	<p>本市では、「AED等の整備方針」に基づき、職員が常駐する市の公共施設へのAEDの整備を進めております。平成26年11月現在、市の公共施設には、687台設置されており、市内全体では医療機関、金融機関等にAEDが1,719台が設置されています。 AED普及啓発に関しましては、市のホームページでAEDの有効性を周知するとともに、埼玉県が開設するサイト「AEDマップ」へのリンクを貼り、AEDの設置個所を市民の皆様にご周知しているところです。 ご提案のように、コンビニエンスストア等にAEDを設置することは、24時間で営業を行っている店舗が多いことから、公共施設と異なって開館時間に左右されることなく、AEDの利用が可能になることが考えられます。 しかし、AEDは高度医療機器であるため、日常の適切な管理が可能であるかという点や、AEDの効果的な設置場所などについて研究が必要であると思われるので、他市の実施状況を踏まえ、調査研究を進めてまいりたいと考えております。【保健福祉局保健部地域医療課】</p>
20	<p>【ご当地ナンバー】 市町村合併等により、昔の地名が消滅する中で、浦和に住みながら大宮ナンバーを付けざるを得ないという実態がある。すでに川口ナンバーもスタートしており、希望すれば対応できるように制度設計してほしい。</p>	<p>ナンバープレートについては、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局・事務所を単位とする、いわゆる管轄制度における登録が実施されており、その地名表示は、支局、事務所の所在地名を表示することとされ、さいたま市と近隣8市町村では“大宮”となっています。 ナンバープレートは、有料道路での車両管理や交通取締り、犯罪捜査など健全な社会を支える役割を担っており、国のナンバープレートのあり方に関する懇談会においても、地域名の無制限の拡充については、地域名を瞬時に視認することが難しくなることや、住所変更手続きの煩雑化等の懸念が示されており、例外的に導入されたご当地ナンバーの導入要綱においても、原則的には複数自治体以上の単位であることや、10万台以上の登録自動車数があること等、要件が定まっている状況です。【都市戦略本部シティセールス部】</p>

平成27年度 緑区対話集会開催概要（7月）

No.	「質問・要望・提案」の内容	「回答・見解・処理方針」の内容
21	<p>【ごみ収集所の設置】                      5戸以上の住宅事業を行う業者は、別紙のとおりごみ収集所を作るように定められている。当自治会内で中尾910番付近しづや苑南側にて、連続して8戸の販売事業を業者が行っており、当然ごみ収集所を作るものかと思って業者に聞いてみたが返事がなく、5月末時点になっても作っていない。</p> <p>大崎清掃事務所に相談したところ、何の相談も受けていないのでわからないとの返事であった。また、建築確認や計画時点での相談はあるのかと聞いたが、担当でないので不明とのこと。</p> <p>このような場合、行政における手順・管理はどのようにになっているのか伺いたい。</p>	<p>ご存知のとおり、さいたま市ごみ収集所の設置及び管理に関する要綱では、5戸以上の住宅を新築する事業においては、ごみ収集所の設置協議をとりかわすこととなっておりますが、今回の案件について、大崎清掃事務所には、事業主からの連絡及び事前相談等の申し出がなされていないため、内容が全く把握できていない状態でした。</p> <p>当初、問い合わせをいただいた後、関係部署に連絡を入れて、事業主からの申請がなされているか確認をとりつつ、かつ現地調査及び事業主に連絡を取り内容確認をし、自治会へ回答いたしました。</p> <p>また、建築確認等については、建築指導課の所管で、事業主からの相談依頼（申請等）がない場合、各開発担当所管はその対応に、苦慮しております。</p> <p>これに対応するため、今後とも事業主へは事前相談等の協議をしていただくように周知徹底を図ってまいります。【環境局資源循環推進部大崎清掃事務所】</p>